

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (組織)                      第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1)～(7) (略)                      (8) <u>大学教育センター</u>から選出された専任の教員 1人                      (9)～(14) (略)                      2 (略)</p>	<p>本則                      (組織)                      第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。                      (1)～(7) (略)                      (8) <u>グローバル教育院</u>から選出された専任の教員 1人                      (9)～(14) (略)                      2 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日細則第12号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。